

答申に向けた検討材料

I 茨城県議会基本条例の見直し 1

II 議会審議・委員会審査の充実 3

III ICT化の推進 7

IV 議会会期の在り方 9

V 県議選の投票率向上等に向けた議会活動への県民参画の推進 10

VI その他 13

I 茨城県議会基本条例の見直し

項 目	答申イメージ	ご意見等
1 条例の見直し	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大や頻発する大規模災害への対応、デジタルトランスフォーメーションの推進など、社会経済と県民生活の在り方に大きな変革が訪れる中、制定後8年が経過する茨城県議会基本条例についても見直しを検討する時期に来ているため、条例第35条の規定に基づき、次の項目ほか必要な規定の改正を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症や大規模災害への対応、デジタルトランスフォーメーションの推進など、日本社会は大きな転換期に直面している中、制定後8年が経過する茨城県議会基本条例についても見直しを検討する必要がある。条例第35条の規定に基づき、必要な規定の改正を行なうことが必要である（公明） ・賛成である（立憲）
2 災害等の発生時における議会の対応	<p>部分的に規定されている災害等に関する対応をまとめ、独立した条文として整理し、併せて「茨城県議会災害対策会議」を条例に位置付けること。</p> <p>災害等の発生時における議会の活動方針の策定について規定を整備すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・頻発する災害や感染症の拡大等を踏まえ、緊急時における議会活動や議員活動を継続するための計画を策定すること（自民） ・災害発生時における議会の活動方針の策定についての規定の中に、議員が何を行うのかを具体的に明示することも検討すべき（県民フ） ・災害等の発生時における県議会の対応を強化するため、他県の事例を参考にしながら、独立した議会の活動方針の策定について規定を整備する必要がある（公明） ・災害対策の条例位置付けにあたっては、会議および会議資料の原則公開を明記されたい（共産） ・必要に応じて全会派・全議員の出席や発言を認める運用とされたい（共産） ・賛成である（立憲）
3 主権者意識の醸成による議会活動への県民参画の推進	<p>県民の県政への理解と関心を高め、県議選投票率の向上等へつなげるため、議会が、議会活動を通じて、県民の主権者としての意識の醸成に努め、議会活動への県民参画を推進する旨を規定すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題や政治へ県民の関心を高め参画を促す上で、県議会や議員による主体的な活動が重要である（自民） ・現行の条文で良い。県民の県政への理解と関心を高めるためには、「県議会だより」の配布対象を拡大すべき。新聞折り込み以外にポスティング等の配布も検討すべき（公明） ・県内者提出の陳情は請願と同様に扱うべき（共産） ・請願者の委員会出席説明を実効性ある運用に見直すべき（共産） ・「ハス田」に関する請願審査状況を踏まえ、継続審議とする理由を明確し、採決までの期限を設けるなど採決に至る実質的な審議を促すべき（共産） ・条例第19条との関係や、主権者である県民に対し議会が「主権者意識の醸成」に言及することが適切であるかについて、慎重な検討が必要である（立憲）

項 目	答申イメージ	ご意見等
4 議会の監視機能等の強化	<p>重要な政策等の事前説明の努力義務を、義務規定に改正すること。</p> <p>県民生活に重要な影響を及ぼす条例の制定改廃を事前説明の対象として明示するとともに、「基本計画等の重要な政策又は施策」の範囲等を明確化すること。</p> <p>予算の調製における議会の政策立案等（議員提案条例、調査特別委員会等の提言、災害時等の要望等）の尊重義務を規定すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活や県政に重大な影響を及ぼす計画や方針、施策等の決定に対し、議会が迅速かつ適切に意思決定し、その執行を県民目線で監視していくためにも、知事との意思疎通と情報の共有を強化していく必要があり、答申イメージにもとづく改正を進められたい（自民） ・「基本計画等の重要な政策又は施策」の範囲等明確化すること（公明） ・県の重要施策や条例、計画策定にあたり、議会として県民の意見を募り、議会審議に反映させる仕組みをつくること（共産） ・議案書を開会日1週間前（告示日）に提示する。執行部による内示会は開会1週間前を厳守すること（共産） ・正副議長は2年は務められたい（共産） ・賛成である。あわせて、充実した議案質疑を行うため、知事提出議案について、議会の招集告示の日に配布するように規定することを検討されたい（立憲）
5 ICT技術の活用	<p>審議等におけるICT技術の積極的活用により、議会活動の充実を図るべき旨を規定すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審議等におけるICT技術の積極的活用は必要であるが、課題も検証すべきではないか（公明） ・賛成である。あわせて、ICT技術の活用による、県民への議会情報の提供・共有を図るべきことについても検討されたい（立憲）

II 議会審議・委員会審査の充実

項 目	答申イメージ	ご意見等
1 常任委員会委員の任期		<ul style="list-style-type: none"> ・様々な委員会を通じて県政に精通したいと希望する議員もいる。複数年同一委員会を希望する場合は、そう選択すればよいと考える (自民) ・執行機関の事業年度と整合性を図るため、年度ごとの任期が良いと考える (自民) ・従来の1年任期で良いと考える。なお、期間は4月～3月とし、前年度の予算執行状況(事業評価)を確認する場(見える化)を検討すべき (県民フ) ・現行の任期で良い (公明) ・任期は4月～3月までが適当であり改めるべき (共産) ・専門性をもった常任委員会での質疑を行うため、任期を2年とすることも検討すべきである (立憲)
2 常任委員会審査時間の確保と充実	<p>審議の活性化や質疑時間の確保の観点から、執行部による説明を分割し、説明ごとに質疑を行い、その後所管事務に関する質問を行うなど、審査の手順を改めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会審査充実の観点から、委員会資料については事前配布を行うこと (公明) ・賛成である (立憲)
3 委員長口頭報告の簡略化	<p>本会議の議事運営の効率化を図る観点から、議案の報告は、議案名や内容などの重複部分を省略するなど、報告として必要な情報を提供できる範囲内で簡略化すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・報告として必要な情報を提供できる範囲内で簡略化すること (公明) ・「常任委員会別審議状況」によって、議員は各委員会における経過を知ることができるが、県民にとっては委員会会議録の公開まで期間がかかることから、委員長報告書のネット掲載や委員会のモニター中継などによって、県民に説明する手段を検討することが必要である (立憲)

項 目	答申イメージ	ご意見等
4 一般質問・質疑における分割質問の推奨		<ul style="list-style-type: none"> ・質問方式の選択は議員の意思によるが、緊張感ある議論や活発化のためには、ある程度は分割質問を行うべき (自民) ・任期内に1度は分割質問を行うなど、会派ごとに目標を掲げて推進するとしてはどうか (自民) ・分割質問の推奨には賛同。ただし一括質問、分割質問の選択は議員個人の判断と考える (県民フ)。 ・一括・分割を決めるのは議員各自の判断に任せること。現行のままで良い (公明) ・「用意された原稿の読み合いの傾向が強く、予定調和的で論戦が低調」との指摘は、一括質問という方法のみから生じる問題ではない。一括質問でも再質問、再々質問による突っ込んだ論戦は可能。分割質問の積極的活用は必要だが、あくまでも議員の選択に委ねるべき (共産) ・現行通り、議員の選択に任せることが適当と考える (立憲)
5 代表及び一般質問・質疑の再質問における代理答弁	<p>知事への通告に対し、再質問で詳細な事項やデータ等について答弁ができない場合は、必要に応じてその補足を担当部長が答弁する代理答弁を許可するなど、県民がわかりやすい答弁となるよう議事運営を図られたいこと。</p> <p>ただし、通告による答弁者を第一とし、代理答弁が頻発されることがないように留意されたいこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・代理答弁が頻発されることがないようにすべき (自民) ・誰が答弁するかは、執行部が判断することで良い (公明) ・知事答弁の重みを踏まえ、安易な代理答弁にならないようにすべき (共産) ・通告による答弁者を原則とすべきである (立憲)
6 本会議における出席説明者の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・知事は責任者として、常時議場にいるべきであり、二元代表制として、執行機関はその一翼である正副議長や委員長の選任時には立ち会うべきである (自民) ・議会開会の招集者は知事であるため、知事の出席は必要。なお、部長級の関係者については、状況に合わせて検討すること (県民フ) ・本会議における出席説明者の見直しは行うべきと考える (公明) ・執行部が議会に出席するのは「拘束」ではなく、重要な職務の一つであり、議長選挙においても、知事の出席は適当と考える (共産) ・内容について、引き続き検討が必要である (立憲)

項 目	答申イメージ	ご意見等
<p>7 決算特別委員会の充実等 (1) 審査内容等の充実化及び効果的活用</p>	<p>決算審査は広範にわたる内容など、審査負担が大き く、難易度も高いことから、外部研修の受講等、委員の 審査能力の向上策を進めること。</p> <p>決算審査への着手を早めるため、出納閉鎖後、3ヶ月 以内に会計管理者が調製し知事へ提出しなくてはなら ない決算書類を、可能な限り前倒して調製するよう、執 行部へ申し入れること。</p> <p>予算への審査結果の反映など、決算審査の成果の見 える化と委員の負担軽減等に向けた、組織や審査方法の見 直しを検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・決算審査の成果が次の予算につながるよう、委員会の充実に向けた見直しを進めるべきと考える (自民) ・一般会計の前倒しが無理であれば、特別会計だけでも前倒しを行い、早い段階から審査を進めることを検討してはどうか (県民フ) ・前年との比較、予算との差の詳細な説明や分析できるデータの提示が必要。執行部報告はエビデンスによる政策評価を報告すべき (公明) ・次年度予算編成への反映は重要な役割である。初めて決算委員になった議員や新人議員に対して、決算の基本などについて研修会を実施すること、第4回定例会で、決算認定についての討論を別に行うこと、分科会方式を実施する場合は、他議会での具体的事例を検証し、全体質疑を保障すること、実績数字や現状・課題の報告だけでなく、関連資料を充実することなどが求められる (共産) ・賛成である (立憲)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">新規追加</div> <p>7 決算特別委員会の充実等 (2) 決算審査への住民参画</p>	<p>決算審査において、県民の意見を聴き取る仕組みを検 討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・決算審査充実の上で、県民の意見を聴き取る仕組みの検討を進めていくべきと考える (自民) ・決算だけでなく調査特別委員会の審査において、県民の意見を聴取することを検討してはどうか (県民フ) ・決算審査への住民参加は、今後の課題として検討すべき (公明) ・具体的な方法は要検討。例えば毎年重点テーマを決め、そのテーマに関して県民意見を聴取し審査に反映させる。例えば、防災・減災や地域公共交通活性化など全県共通のテーマを選んで、その予算措置、執行状況が適切かどうか審査するなど (共産) ・賛成である (立憲)

項 目	答申イメージ	ご意見等
<div data-bbox="174 225 338 284" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規追加</div> <p data-bbox="181 309 450 384">8 議会への要望書の 取り扱い</p>	<p data-bbox="472 309 1196 384">議会へ提出される県民等の要望書は、陳情書と同様、 所管委員会へ参考送付する扱いとすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1234 240 2101 320">・ 県民の議会への希望なので、適切な内容であれば要望書と陳情書で 取り扱いを分ける必要はないと考える (自民) <li data-bbox="1234 328 1738 363">・ 陳情書と同様の取り扱いで良い (公明) <li data-bbox="1234 371 2101 406">・ 定例会ごとに、その間に提出された要望書を送付して頂きたい(共産) <li data-bbox="1234 414 1503 450">・ 賛成である (立憲)
<div data-bbox="174 520 338 579" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規追加</div> <p data-bbox="181 592 450 667">9 常任委員会資料の 事前配布</p>	<p data-bbox="472 544 1196 667">審査の充実を図る上で、常任委員会資料は委員会開催 前日までに県議会 I C T 文書共有システムへ公開する こと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1234 544 2101 624">・ 委員会審査充実の観点から、委員会資料については事前配布を行 うこと (公明) <li data-bbox="1234 632 1503 667">・ 賛成である (立憲)
<div data-bbox="174 745 338 804" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規追加</div> <p data-bbox="181 1027 450 1102">10 議員間の議論の推 進</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1234 727 2101 855">・ 現行でも、調特委員会などで行われており、委員長の判断により 必要に応じて委員間での議論を行うことは可能であることから、 あえて答申に含める必要はないと考える (自民) <li data-bbox="1234 863 2101 898">・ 重要案件等については、議員間協議を検討してはどうか (県民フ) <li data-bbox="1234 906 2101 991">・ 必要な場合は、質問の中に反映させればよく、行政監視の観点か ら不要ではないか (公明) <li data-bbox="1234 999 2101 1126">・ 現在の委員会審議の際にも議員からの質問や発言内容で認識が深 まることから、議員間の議論を大小様々に推進することが望まし いので、方法を検討願いたい (共産) <li data-bbox="1234 1134 2101 1219">・ 議員の条例提案にあたっては、最終日提案が慣例になっているが、 常任委員会等で内容を論議できるよう願いたい (共産) <li data-bbox="1234 1227 2101 1402">・ 委員会において、県政に関する重要な課題等を委員間で活発に討 議することにより、論点を明確にしたり、意見を集約することが 委員会としての政策提案につなげることが可能となることから、 導入することに賛成である (立憲)

Ⅲ ICT化の推進

項 目	答申イメージ	ご意見等
1 配付資料のペーパーレス化	<p>議会運営の効率化・活性化や、紙資源や印刷費の削減等に向け、本会議や委員会で配付する文書の段階的なペーパーレス化を引き続き進めていくこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス化については、強力に推進することが必要 (県民フ) ・紙のメリットも報告されており、一律にペーパーレスというのは効率低下や検討不足に陥る可能性が有る (公明) ・主要書類で枚数の多い資料やトピックスが記載しているような重要書類は紙での運用も必要ではないか (公明) ・賛成である (立憲)
2 県民にわかりやすい議会運営 (1) 常任委員会のインターネット中継		<ul style="list-style-type: none"> ・自由闊達な議論に逡巡を覚える懸念がある (自民) ・整備や維持費だけではなく、質問者と答弁者のカメラ切り替えなどの職員配置も必要となる。議論経路は議事録でも確認できるので、中長期的観点から費用対効果を見極める必要がある (自民) ・生配信か編集後の動画にするのかを検討する必要がある (県民フ) ・多額の費用を要するとあり、引き続き中長期的な課題として検討すべき (公明) ・コストを試算し、導入に向けて検討すべき (共産) ・より開かれた議会運営のため、常任委員会のインターネット中継は必要と考える (立憲)
(2) 議場への大型モニター設置		<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者へ議事進行を表示できる、質問の際に資料をモニターに表示できるなど有効ではあるが、投資に見合う活用ができるか、中長期的観点から検討していく必要がある (自民) ・予算(設置工事等)の軽減のために、スクリーンでの対応のほか、費用対効果も検討すべき (県民フ) ・多額の費用を要するとあり、今後の課題として検討すべき (公明) ・コストとともに、すでにモニター設置している他議会での活用状況やメリットを明らかにし、導入を検討すべき (共産) ・傍聴者等への配慮を前提として、タブレット端末の更なる活用を検討すべきである (立憲)

Ⅲ ICT化の推進

項 目	答申イメージ	ご意見等
(3) 正副議長選挙の電子化	(現行法令上は実現困難、国へ要望すべきか否か)	<ul style="list-style-type: none"> ・正副議長選挙の重要性から、従来の方が妥当と考える (自民) ・法改正の要望は、全国都道府県議長会での議論を踏まえ、議長会を通じて行うのが妥当と考える (自民) ・今般の感染症等の状況を踏まえ、国への要望を検討すべき (県民フ) ・現行通りで可 (立憲)
(4) 議案の電子採決		<ul style="list-style-type: none"> ・採決結果を傍聴者に表示する上で大型モニターの設定が必要のため、モニターの設定と併せて考えるべき (自民) ・議場への大型モニター等の設置後に検討すべき (県民フ) ・議案に対する採決に時間がかかっているとは思えないので、現在の対応が良い (公明) ・現在の挙手採決では、各議員の表決状況が一目瞭然とならないため、電子採決で可視化できるようにすべき (共産) ・必要性について、引き続き検討が必要 (立憲)
(5) 傍聴人のタブレット端末の使用		<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴席から無許可での撮影、録音が行われる懸念もあることから、傍聴取締りをしっかりした上で、議員と同じ使い方の範囲で認めても良いと考える (自民) ・使用するための基本ルールを定めることを検討すべき (県民フ) ・無許可での録音、撮影の懸念がある (公明) ・議員と同じ使用範囲で認めるべき (共産) ・必要性について、引き続き検討が必要 (立憲)

IV 議会会期の在り方

項 目	答申イメージ	ご意見等
1 議会の通年の会期		<ul style="list-style-type: none"> ・臨時会が度重なることを踏まえた制度改革にあたっては、現在の状況が新型コロナによる特別な事態であることを考慮する必要がある (自民) ・県民生活や県財政に大きな影響を与える事案は、議会における議論が尽くされる必要があり、安易に専決されないことがないよう、議長や議会が監視機能を発揮する必要がある (自民) ・今後継続した検討が必要 (県民フ) ・他県の動向を注視しつつ今後の検討課題とすべき (公明) ・唯一県議会で行っている栃木県議会の実行状況を詳しく検証する (共産) ・議会が主体的な役割を果たすためにも、導入すべきである (立憲)

V 県議選の投票率向上等に向けた議会活動への県民参画の推進

項 目	答申イメージ	ご意見等
<p>1 県議選投票率の現状と今後の対応</p>	<p>若者の政治参加を促し、県議選の投票率向上を図るため、県議会並びに議員は、茨城県議会基本条例第19条の趣旨に鑑み、県議会の活動と成果等を外部に発信し、県議会への理解と関心を高めるとともに、県民の議会活動への参画を進めることで、投票行動につながる取り組みを積極的に行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県議会基本条例第19条の趣旨に鑑み、県議会の活動と成果等を外部に発信することが極めて重要である。そのため「県議会だより」や県議会HPなどを活用することにより、県民の県議会への理解と関心を高める取り組みを進める必要がある（公明） ・19～22歳は居住地に住民票がない人も多いが、特別の対策がなく、高齢者や障害者が投票所に行けないことに対し、郵便投票を利用しやすいよう改善することも必要（共産） ・夜8時前に投票を締め切る自治体が7割近くあるが、投票の保障という観点から検証する必要がある（共産） ・賛成である（立憲）
<p>追加意見の反映 (下線部)</p> <p>2 県議選投票率向上に向けた県民参画推進の取り組み</p> <p>(1) 「県議会だより」による広報の継続的实施</p>	<p>若者が県議会に関心を持ち読んでもらえる広報誌とするため、記事の内容や質の維持・向上を図りつつ、県議会ホームページ掲載の「PDF版・議会だより」へのアクセス向上などに取り組むとともに、<u>学校現場にて活用されるよう教育庁等への働き掛けを図られたいこと。</u></p> <p><u>より充実した紙面や広報に向け、県民や専門家等からの意見聴取等に取り組むこと。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「県議会だより」における議員の代表質問や一般質問は要約のみ掲載で、これでは児童・生徒は理解しがたい。執行部答弁と同様の内容掲載がより有効ではないか（公明） ・「県議会だより」の配布対象を拡大すべき。新聞折り込み以外にポスティング等の配布も検討すべき（公明） ・紙媒体の広報誌では限りがあるので、まずはSNS活用を推進（共産） ・賛成である（立憲）
<p>追加意見の反映 (下線部)</p> <p>(2) 県議会ホームページによる若者への情報発信</p>	<p>スマートフォンやタブレットからの県議会ホームページへのアクセス向上を図るため、レスポンスウェブデザインへの対応を進めること。</p> <p><u>県議会ホームページへの誘導や議会活動等の若者への認知度を高めるため、SNS活用による情報発信に取り組んでいくこと。</u></p> <p><u>議会審議にかかる資料を、開会前に容易に閲覧できるように、県議会ホームページへ掲載すること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県議会ホームページへのアクセス向上を図ること（公明） ・賛成である（立憲）

項 目	答申イメージ	ご意見等
<div data-bbox="165 272 389 357" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">追加意見の反映 (下線部)</div> <p data-bbox="181 384 461 464">(3) 大学と連携した若者向け啓発等の実施</p>	<p data-bbox="483 316 1196 443">県内大学等との連携を深め、議会傍聴の機会や、議員との直接対話・意見交換の機会を設けるなど、若者に、より政治を身近に感じてもらえる取り組みを進めること。</p>	<ul data-bbox="1229 316 2083 443" style="list-style-type: none"> ・ 県内大学等との連携を深め、出前委員会を推進すること (公明) ・ 高校生や大学生など若年層向けの取り組みを積極的に実施することは重要であり、賛成である (立憲)
<p data-bbox="181 576 461 655">(4) PRコーナーの情報発信力の強化</p>	<p data-bbox="483 555 1196 683">議事堂来訪者や小学生の社会科見学等において、県議会の活動等を紹介し、県議会への理解と関心を高めてもらうため、PRコーナー等の情報発信力をより強化すること。</p>	<ul data-bbox="1229 555 2083 683" style="list-style-type: none"> ・ 議事堂来訪者や小学生の社会科見学等において、県議会への理解と関心を高めるため、PR コーナー等の情報発信を強化すること (公明) ・ 内容について、引き続き検討が必要である (立憲)
<div data-bbox="165 751 389 836" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">追加意見の反映 (下線部)</div> <p data-bbox="181 874 461 954">(5) 議会として県民の声を聴く取り組み</p> <p data-bbox="181 1002 461 1082">(修正前：「議事堂外での委員会等の開催」)</p>	<p data-bbox="483 805 1196 1029">「県民との青空対話議会」や住民モニターなどを活用し、県議会として様々な分野の県民から、直接対話により地域の課題や国・県に望むことを聴きとり、議会における議論や政策に反映させる取り組みを進めること。</p>	<ul data-bbox="1229 831 2083 1002" style="list-style-type: none"> ・ 住民モニターは、議会を身近に感じてもらい、多様な県民意見を吸い上げるうえで良いと考える (自民) ・ 従来の出前委員会の推進 (公明) ・ 賛成である (立憲)
<div data-bbox="165 1094 389 1179" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">追加意見の反映 (下線部)</div> <p data-bbox="181 1238 461 1318">(6) 高校生の本会議傍聴等の推進</p>	<p data-bbox="483 1145 1196 1369">新型コロナウイルス感染症終息後の高校生の傍聴受け入れ再開に向けた環境整備を進めるとともに、議会のインターネット中継や県議会だよりを学校等へ案内するなど、生徒が県議会活動や議員と触れられる機会をつくっていくこと。</p>	<ul data-bbox="1229 1145 2083 1369" style="list-style-type: none"> ・ ハイスクール県議会の開催や、若者の政治参加を促すため高校生と議員とが意見交換する機会を設けるなどの取り組みを進めてはどうか (自民) ・ 現在実施している高校生の本会議傍聴を継続すること (公明) ・ 賛成である (立憲)

項 目	答申イメージ	ご意見等
<div data-bbox="181 225 342 284" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新規追加</div> (7) 休日議会の開催		<ul style="list-style-type: none"> ・開かれた議会を進める上で休日議会は好ましい。費用面（職員の 人件費等）についても精査が必要だが、効果を見る上でまずは試 行的に実施してはどうか（自民） ・賛司。なお、職員に対する配慮や基本ルールを検討する必要がある（県民フ） ・今後の検討課題とすべき（公明） ・職員の休日出勤を伴うことから、他議会での開催状況を調査する など、慎重に検討する必要がある（立憲）
<div data-bbox="181 523 342 582" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新規追加</div> (8) 傍聴者の氏名・住 所記入の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・過去、傍聴人の騒擾で議長が注意した事例もあり、一定の抑止力は必 要と考える。傍聴者の氏名・住所の記入は、議会の秩序維持の観点か ら、最低限必要な規制であり、現状維持が適切と考える（自民） ・感染症対策として記入は必要であり、今後検討が必要（県民フ） ・ある程度のセキュリティは必要ではないか（公明） ・簡素化することに賛成である（立憲）
<div data-bbox="181 783 342 842" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新規追加</div> (9) 女性の参画など議 会における多様性の 確保	<p style="text-align: center;">議会における女性参画など多様性の確保に向け、育 児・介護を理由とする自宅等からのオンライン委員会 への出席や、会議、視察等への乳幼児同伴を可能とす るなど、改正政治分野における男女共同参画推進法の 趣旨を踏まえた諸規程の改正等を検討すること。 会議や視察等への介助者・介助犬の同伴を可能とす ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政治分野の男女共同参画推進改正法の趣旨を踏まえた、県議会と しての姿勢を示す上で望ましい（自民） ・育児・介護を理由とする自宅からのオンライン委員会の出席につい ては検討すべき（公明） ・まずは当事者の話を聞き、政治分野でのジェンダー平等を推進す るための課題を整理する（共産） ・賛成である（立憲）
<div data-bbox="181 1082 342 1141" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新規追加</div> (10) 県内女性議員との 意見交換		<ul style="list-style-type: none"> ・県議会が県内市町村の女性議員を集めるにしても、窓口となる団体がなく、 一人一人呼びかけには時間と労力、予算がゆかり現実的ではない（自民） ・県議会が主導することは事務局の負担も重く不要と考える（県民フ） ・県内市町村議会においても女性議員が多いとは言えず、女性が1人 という議会での困難や孤立などがある。女性議員のネットワーク を推進する役割を県議会と議会事務局が担い、県内女性議員の活 動交流、参画推進を図る（共産） ・女性の政治参加を推進する上で当事者の声を聴くことが重要である ことから、県内女性議員との意見交換を実施すべきである（立憲）

VI その他

項 目	答申イメージ	ご意見等
<div data-bbox="181 304 405 392" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">追加意見の反映 (下線部)</div> <p>1 議会事務局の体制強化 (1) 政策法務支援機能の強化</p>	<p>社会経済の大きな変化や予算関係議案の増加など、議会における執行部の監視機能の発揮と、その一層の充実・強化が求められている。</p> <p>さらに、複雑化する住民ニーズに応えるため、議会自らが政策を立案し、県政に反映させる政策形成機能の強化も重要とされており、これまで本県議会では、全国トップレベルの数の議員提案条例を制定してきた。加えて、住民参画を推進する上で、議会広報等の活動強化も喫緊の課題である。</p> <p>については、県議会がより一層、県民の負託に応じていくためにも、議会事務局による調査や政策法務等に係るサポート機能の強化に向け、職員の配置や体制について十分に配慮するとともに、職員の資質向上に取り組まなければならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改革を進める上で必要な、調査、広報関係の体制強化も必要と考える (自民) ・議会事務局の体制強化に賛同 (県民フ) ・県議会がより一層、県民の負託に応じていくためにも、議会事務局による調査や政策法務等に係るサポート機能の強化に向け、職員の配置や体制について十分に配慮するとともに、職員の資質向上の取り組みが必要である。議会質問対応以外でも、積極的に議員の調査をサポートする体制を整備するとともに、政策形成機能を図ることも必要である (公明) ・賛成である (立憲)
<p>(2) 改革推進のための予算の確保等</p>	<p>新型コロナウイルスの影響を受け厳しい県の財政状況を踏まえ、我々議員も昨年度、政務活動費月額 10 万円削減を行うなど、率先して経費節減に努めてきたところである。</p> <p>そのような中で、今回の答申に基づく項目の実施に当たっては、ICT化の推進など新たな経費が生じるものもあると考えられるが、県民にわかりやすく議会の議論を伝え、議会活動への県民の参画を促すとともに、中長期的には効率化による経費削減にもつながるものである。</p> <p>については、今回の答申に基づき、新たな経費が生じるものについては、既存予算内での対応ではなく、新たな予算措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の答申に基づき、新たな経費が生じるものについては、既存予算内での対応ではなく、新たな予算措置を講ずること (公明) ・予算措置に当たっては、県民目線で考えることが基本であり、県民理解が得られる優先順位をつけて実行する。その後の検証を公表する (共産) ・議員の費用弁償は、職員旅費規程に準じて交通費実費とする (共産) ・県民の理解が得られると考えられるものについては、賛成である (立憲)